

ツキノワグマ生息数のモニタリング調査法の確立（R1～3）

高田敦史・和口美明

1. はじめに

紀伊半島のツキノワグマは、絶滅のおそれのある地域個体群に指定される一方で、深刻な林業被害を引き起こしており、個体数に基づく適切な保護管理が求められている。平成 28 年からカメラトラップ法による生息数調査を実施し、平成 30 年までの調査結果によりツキノワグマの個体数は奈良県で 174.6～466.7 頭（中央値 267.3 頭）と推定されたが、識別個体数や撮影回数が不十分であることが問題となった。

本課題では、上記の問題点を解消し、奈良県におけるツキノワグマ生息数のモニタリング調査法を確立することを目的とする。令和 2 年度は識別個体数と撮影回数の向上に取り組んだ。

2. 材料と方法

上北山村と十津川村の広葉樹林内に各 15 箇所のトラップを約 500m の間隔で設置した。各トラップでは立ち木 2 本の間に地上約 1.5m の高さでスギの角材を固定し、中央に誘引餌（ハチミツ 200mL とワイン 40mL の混合物）を設置することにより、ツキノワグマの直立姿勢を誘導した。トラップの斜面下部約 3m の位置に自動撮影カメラを固定し動画を撮影した。撮影されたツキノワグマの胸部斑紋の撮影品質を判定し、斑紋品質が A または B（斑紋全体が撮影できている）の写真を元に、斑紋の形状や大きさ等から個体を識別した。

3. 結果と考察

平成 28 年度から令和 2 年度にかけてのツキノワグマの撮影回数は上北山村で 170 回、十津川村で 108 回であった（表 1）。それぞれで 12 個体、10 個体を識別した（表 2）。このうち、令和 2 年度については十津川村で撮影回数は 20 回、識別個体数は 3 個体であり、3 個体ともこれまで確認されなかった新たな個体として識別された（図 1）。

各種モデルに基づく個体数推定を行うには、十分な識別個体数や撮影回数を確保する必要がある。対象とする個体群は依然として低密度であることが予想され、識別個体数を増やすことは困難と考えられるため、今後はカメラトラップの数を増やすことで識別個体の撮影回数を確保する予定である。

表 1 ツキノワグマの斑紋品質と撮影回数

地域	斑紋品質	H28	H29	H30	R1	R2	合計
上北山村	A	2	9	4	0	////	15
	B	5	14	1	1	////	21
	C	4	26	9	3	////	42
	-	14	61	10	7	////	92
	合計	25	110	24	11	////	170
十津川村	A	////	7	1	1	2	11
	B	////	7	4	4	2	17
	C	////	19	5	6	6	36
	-	////	14	10	10	10	44
	合計	////	47	20	21	20	108

表 2 ツキノワグマの識別個体数

地域	H28	H29	H30	R1	R2	総括
上北山村	3	10	6	0	////	12
十津川村	////	7	1	3	3	10



図 1 令和 2 年度の新たな識別個体